

別表3 建築物エネルギー消費性能適合性判定料金表 (特記なき限り、消費税込(税率10%)とする)

I 住宅に係る判定料金

一戸建ての住宅	確認申請と併願の場合	33,000 円
	確認申請が他機関の場合	44,000 円
共同住宅等	確認申請と併願の場合	16,500 円+16,500 円×戸数 共用部の審査を行う場合は別途 275,000 円を加算する
	確認申請が他機関の場合	22,000 円+22,000 円×戸数 共用部の審査を行う場合は別途 352,000 円を加算する

(注意事項)

1. センターで行った設計住宅性能評価における省エネルギー対策(断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級)の審査の結果又は長期使用構造等の確認における省エネルギー対策の審査の結果を利用する場合は表によらず5,500円とする。(コース2の場合の手数料)

II 非住宅に係る判定料金

確認申請と併願の場合

(単位:円)

判定対象面積	評価手法					
	モデル建物法 (小規模版を含む)			標準入力・主要室入力法		
	A 類	B 類	C 類	A 類	B 類	C 類
100 m ² 未満	88,000	44,000	22,000	352,000	275,000	242,000
100 m ² 以上 300 m ² 未満	110,000	66,000	44,000			
300 m ² 以上 500 m ² 未満	132,000	88,000	66,000			
500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	154,000	99,000	77,000			
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	176,000	110,000	88,000			

確認申請が他機関の場合

(単位:円)

判定対象面積	評価手法					
	モデル建物法			標準入力・主要室入力法		
	A 類	B 類	C 類	A 類	B 類	C 類
100 m ² 未満	121,000	99,000	66,000	440,000	352,000	308,000
100 m ² 以上 300 m ² 未満	143,000	110,000	77,000			
300 m ² 以上 500 m ² 未満	165,000	121,000	88,000			
500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	198,000	132,000	99,000			
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	220,000	143,000	110,000			

(注意事項)

- 建物用途に応じた A 類～C 類の分類は別表 4 による。
- モデル建物法による場合、一の建築物で複数のモデルにより計算を行う場合は次の手順に従い算定する。
 - 適用するモデル毎の対象面積、分類に応じて上表を適用して料金を算出する
 - (1) で算出した料金に対し、以下の割合を乗じた料金の合計とする
 - 最も額が大きい料金 1.0
 - ①以外の料金 0.5
- 建築物の全てが計算対象外の室のみで構成される場合、又はモデル建物法で計算を行う際にその対象となる室がない場合等は、別表 3 によらず、一律 22,000 円とする。

III 住宅と非住宅の複合建築物の判定料金

住宅と非住宅の複合建築物の場合はそれぞれ算出した料金を合計した金額とする。

(補足)

- 計画変更の判定料金
 - 評価手法が変更前と同一で直前の判定業務をセンターが行ったものについては別表 3 の判定料金の 2 分の 1 の額とする。

- ・その他のものについては、別表 3 の判定料金の額とする。
2. 軽微変更該当証明料金
 - ・評価方法が同一で直前の判定業務をセンターが行ったものについては別表 3 の判定料金の 2 分の 1 の額とする。
 - ・その他のものについては、別表 3 の判定料金の額とする。
 3. 適合判定通知書又は軽微変更該当証明の再発行手数料
 - ・1 通につき 2,200 円とする。
 4. 適合性判定通知書等の郵送を希望する場合は 2,200 円を加算する。

別表4 用途分類

確認申請書第四面に記載する用途区分コードにより以下の分類とする。

分類	適合性判定の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
A類	図書館その他これに類するもの	8140
	博物館その他これに類するもの	8150
	美術館その他これに類するもの	8152
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	8160
	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	8170
	助産所(入所する者の寝室があるものに限る。)	8190
	児童福祉施設等(前2項に掲げるもの及び保育所その他これに類するものを除く。)(入所する者の寝室があるものに限る。)	8210
	公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	8230
	診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	8240
	診療所(患者の収容施設のないものに限る。)	8250
	病院	8260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	8370
	体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	8380
	ホテル又は旅館	8400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	8480
	劇場、映画館又は演芸場	8530
	観覧場	8540
	公会堂又は集会場	8550
	展示場	8560
	ダンスホール	8590
	個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	8600
B類	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	8060
	幼稚園	8070
	小学校	8080
	義務教育学校	8082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	8090
	特別支援学校	8100
	大学又は高等専門学校	8110
	専修学校	8120
	各種学校	8130
	幼保連携型認定こども園	8132
	保育所その他これに類するもの	8180
	助産所(入所する者の寝室がないものに限る。)	8192
	児童福祉施設等(入所する者の寝室がないものに限る。)	8220
	巡査派出所	8270
	公衆電話所	8280
	郵便法(昭和22年法律第165号)の規程により行う郵便の業務の用に供する施設(郵便局)	8290
	地方公共団体の支庁又は支所	8300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	8330
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	8390
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	8438

B類	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	8440
	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	8450
	食堂又は喫茶店	8452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	8456
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	8458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前 2 項に掲げるものを除く。）	8460
	事務所	8470
	料理店	8570
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	8580
	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）	8650
C類	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋	8310
	建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定する施設	8320
	工場（自動車修理工場を除く。）	8340
	自動車修理工場	8350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	8360
	自動車教習所	8410
	畜舎	8420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	8430
	自動車車庫	8490
	自転車駐車場	8500
	倉庫業を営む倉庫	8510
	倉庫業を営まない倉庫	8520
	卸売市場	8610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	8620
	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	8630
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	8640	

「その他（08990）」の場合、モデル建物法を適用する場合に利用するモデルに応じて、次の通り判断する。

分類	モデル建物法を使用する場合に適用するモデル
A類	ビジネスホテル、シティホテル、総合病院、福祉施設、集会所（社寺を除く）
B類	事務所、大規模物販、小規模物販、学校、幼稚園、大学、講堂、飲食店、クリニック、集会所（社寺）
C類	工場